

消費生活協同組合火災共済事業規約例の制定について  
(昭和三八年一月二五日)  
(社発第七六六号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

消費生活協同組合(以下「組合」という。)が消費生活協同組合法第十条第一項第四号の事業(組合員の生活の共済を図る事業)のうち、組合員から共済掛金の支払いを受け、共済事故の発生に関し、共済金を給付する事業(以下「共済事業」という。)を行なおうとするときは、法第二十六条の三の規定により、規約で共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を定めなければならないこととされているが、従来、この共済事業規約については、よるべき準則が定められていないために、各組合の規約の内容及び形式が区々にわたっている実情にあつたので、このたび、共済事業のうち、もつとも多くの組合において実施している火災共済事業について、別添のとおり「消費生活協同組合火災共済事業規約例」を制定したから、今後における組合の火災共済事業についての規約の設定又は変更の認可にあつては、この規約例によつて遺憾なきを期されたく通知する。

なお、最近における各組合の火災共済事業の共済金の最高限度額の引上げ状況をみると、同一の共済事故についての当該組合の共済金と、他の組合の火災共済事業又は他の法律にもとづく火災共済事業の共済金との合計額が、当該共済の目的の損害額を超過する場合が起りうるのであるが、このような超過共済に関する調整は、組合の共済事業の現状からみて、将来検討すべき問題とし、今回の規約例においては見送ることとしたから了知されたい。しかしながら、組合が自主的に超過共済に関する調整規定を規約に設けることは積極的に勧奨すべきものであり、さらに調整規定を設けない組合にあつても、事業実施の面では、出来うる限り超過共済を防止する策を講ずべきものであるとの、この点留意のうえ、組合に対する指導監督の適正を期されたい。

別添

消費生活協同組合火災共済事業規約例  
生活協同組合火災共済事業規約

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 共済契約

第一節 共済契約の範囲(第五条 第十条)

第二節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等(第十一条 第十三条)

第三節 共済契約の無効、解除及び消滅(第十四条 第十八条)

第三章 共済金及び共済金の支払い(第十九条 第二十六条)

第四章 異議の申立て(第二十七条)

第五章 雑則(第二十八条 第三十六条)

附 則

第一章 総則

(通則)

第一条 この生活協同組合(以下「組合」という。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第 条第 項第 号に掲げる事業を実施するものとする。

(事業)

第二条 この組合が行なう共済事業は、この組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、一定期間内に生じた火災(消防又は避難に必要な処分を含む。以下同じ。)を事故とし、当該事故の発生により共済金を支払うことを約する火災共済事業とする。

(契約内容の提示)

第三条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、第二章から第五章までに規定する事項のうち共済契約の内容となるべきものを、あらかじめ正確に提示しなければならない。

(再共済)

第四条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を 共済生活協同組合連合会の再共済に付することができる。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、火災共済の授受に関する基本契約書(協定書)により行なうものとする。

第二章 共済契約

第一節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第五条 この組合は、組合員(及び組合員と同一の世帯に属する者)以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第六条 この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り締結するものとする。

(共済の目的の範囲)

第七条 共済契約は、金銭に見積ることができる物でなければ、その目的とすることができない。

2 共済の目的たるべき物は、共済契約の申込みをしようとする者又はその者と同一世帯に属する親族が所有し又は居住し若しくは使用する建物(二世帯以上が共同で居住する建物については、その建物のうち、共済契約の申込みをしようとする者の属する世帯がもつぱら居住する部分に限る。以下同じ。)又はその建物内に収容されている動産とする。

3 次に掲げる物は、共済の目的に含まれていないものとする。

- (1) 建物に附属する門、土塀、垣その他の工作物
- (2) 建物の基礎工事部分
- (3) 物置、納屋その他の附属建物
- (4) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- (5) 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他の物
- (6) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (7) 家畜、家きん、その他これらに準ずる物

4 建物を共済の目的とする場合にあつては、畳、建具その他の建物の従物並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の附属設備は、共済の目的に含まれているものとする。

(共済契約の締結の単位)

第八条 共済契約は、共済の目的たる建物又は同一の建物内に収容されている共済の目的たる動産ごとに締結するものとする。

2 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約者は、一人に限るものとする。

(共済金及び共済掛金)

第九条 共済契約一口についての共済金額は 万円とする。

2 共済契約一口についての共済掛金は 円とし、その算定は別紙第一共済掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。

(2) 共済契約一口についての共済掛金額は、次のとおりとし、その算定は別紙第一共済掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。 / (1) ..... /

(2) ..... / (3) ..... / (注)1)

3 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度は 口、共済金額の最高限度は 万円(共済契約の目的たる建物又は動産の共済契約の当時における時価が 万円未満の場合にあつては、その時価に相当する金額)とする。

(3) 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度は 口、共済金額の最高限度は 万円(共済契約の目的たる建物又は動産についてこの組合の算定した価額が 万円未満の場合にあつては、その額に相当する金額)とする。(注)2)

4 共済契約を締結する場合において、その結果、同一の建物を共済の目的とする共済契約と当該建物内に収容されている動産を共済の目的とする共済契約とがともに締結されることとなる場合におけるこれらの共済契約の共済契約口数の合計数は 口、共済金額の合計額は 万円(その時における共済の目的たる建物及び動産の時価の合計額が 万円未満の場合にあつては、その時価に相当する額)をこえてはならない。

(4) 共済契約を締結する場合において、その結果、同一の建物を共済の目的とする共済契約と当該建物内に収容されている動産を共済の目的とする共済契約とがともに締結されることとなる場合におけるこれらの共済契約の共済契約口数の合計数は 口、共済金額の合計額は 万円(共済の目的たる建物及び動産についてこの組合の算出した価額の合計額が 万円未満の場合にあつては、その合計額に相当する額)をこえてはならない。(注)3(注)4)

5 この組合は、前二項の規定にかかわらず、共済事業実施規則の定めるところにより、共済の目的たる建物又は共済の目的たる動産を収容する建物の構造、用途、又は立地条件等に応じて当該共済契約の共済契約口数及び共済金額の最高限度を制限することができる。

(注)1 共済掛金額は、でき得る限り、一律であることが望ましいが、組合の実情により、共済掛金額を建物の構造若しくは用途別、又は立地条件別等によつて異にせざるを得ない組合にあつては、括弧書のように規定するものである。

(注)2 共済金額の最高限度が百五十万円以下の組合であつて止むを得ない場合には括弧書のように規定しても差し支えない。

(注)3 共済金額の合計額が百五十万円以下の組合であつて止むを得ない場合には括弧書のように規定して差し支えない。

(注)4 共済事業の危険分散をはかるとともに、一時的大量の損害発生によつて組合財政が危機に陥るのを防止するため、共済契約の口数及び共済金額の最高限度を、たとえば鉄筋は十口まで認めるが木造は五口までに限るとか独立家屋とアパート等の共同住宅とでは異つた扱いをしているとか、あるいは木造住宅の密集地域の契約者には一般より以上の制限をするとかが必要である組合にあつては、本項を規定するものである。

(共済期間)

第十条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から一年間とする。ただし、共済契約の効力が生じた日が事業年度の途中である共済契約については、その効力が生じた日から事業年度の末日までを共済期間とする。

第二節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の成立)

第十一条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みがあつたときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあつた共済掛金に相当する金額(以下「預り金」という。)の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者(以下「共済契約申込者」という。)に交付するものとする。

3 この組合は、第一項の申込みがあつたときは、共済の目的たるべき物につきその構造、用途、周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査したうえで同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、第一項の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもつて共済掛金の払込みがあつたものとみなす。

5 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の翌日から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の翌日から効力を生ずるものとする。

6 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第一項の預り金を共済契約申込者に払いもどすものとする。

7 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から三十日以内に共済引受証書を共済契約者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了した共済契約を継続するものであるときは、第二項の受領書をもつて共済引受書に代えることができる。

(共済掛金の払込み)

第十二条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

(共済契約者の通知義務等)

第十三条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは、あらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは当該事実の発生を知つた後遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済引受証書(注)1に承認の裏書の請求をしなければならない。ただし、第二号の場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき、第六号の場合において、その損害が軽微であるとき又は当該事実がなくなつたときは、この限りでない。

(1) 共済の目的につき、火災を事故とする法律に基づく他の共済契約(消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が行なう共済事業による共済契約を含む。)を締結すること。(注)2

(2) 共済の目的である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し、若しくは修繕すること。

(3) 共済の目的である建物を引き続き三十日以上空屋若しくは無人とすること。

(4) 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災を避けるために、五日間の範囲内で移転する場合はこの限りでない。

(5) 共済の目的である建物を解体すること。

(6) 共済の目的につき火災以外の原因によつて損害が生じたこと。

(7) 前各号のほか、共済の目的につき火災の発生するおそれが著しく増大すること。

2 共済契約者は、この組合が前項の事実の発生に関する調査のため行なう共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはならない。

(注)1 第十一条(注)2を参照のこと。

(注)2 第九条第三項又は第四項の規定による共済金の最高限度額又は共済金の合計額が百五十万円以下となつている組合であつて止むを得ない場合には、この規定を設けなくても差し支えない。

第三節 共済契約の無効、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第十四条 共済契約は、次の場合には、無効とする。

(1) 共済契約者が、他人のために共済契約を締結したとき。

(2) この組合又は共済契約者が共済契約の当時共済の目的たるべき物がすでに火災にかかっていたこと又は共済の目的たるべき物につき火災の原因が発生していたことを知っていたとき。

2 共済金額が第九条第三項又は第四項、又は第五項に規定する最高限度を超過したときは、その超過した部分については、共済契約は無効とする。

3 この組合は、前二項の場合において、共済契約者が善意であつて、かつ、重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払いもどすものとする。

(共済契約の解除)

第十五条 共済契約者は、いつでも、共済契約を解除することができる。

2 この組合は、次の場合には、将来に向つて、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者が、共済契約の当時、故意又は重大な過失により、共済契約申込書の記載事項でこの組合の危険の測定に係る事項につき、この組合に重要な事実を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合(この組合が共済契約の当時、この告げなかつた事実を知り、若しくはその告げなかつたことが不実であることを知っていた場合、又は過失によつてその告げなかつた事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知らなかつた場合及びその告げなかつた事実がなくなり、又はその告げた不実のことが真実となつた場合を除く。)

(2) 共済契約者が、共済契約の当時火災を事故とする法律に基づく他の共済契約(消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が行なう共済事業による共済契約を含む。)の有無に関する事項につき、この組合に事実を告げず又は不実を告げた場合(この組合が共済契約の当時、この告げなかつた事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合又は過失によつてその告げなかつた事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知らなかつた場合、及びその告げなかつた事実がなくなり、又はその告げた不実のことが真実となつた場合を除く。)(注)

(3) 第十三条第一項に掲げる事実がある場合であつて、この組合が同条同項の規定による承認の裏書をしていない場合

(4) 共済契約者が、正当な理由がないのに、第十三条第二項の規定による検査を拒み、又は妨げた場合

(5) 共済の目的につき第二十一条第一項第一号若しくは第二号の損害が生じた場合、又は第二十二條の規定によりこの組合が共済金を支払う義務を免れた場合

3 この組合は、共済契約につき共済契約者に詐欺の行為があつた場合には、当該共済契約を解除することができる。

4 この組合は、第二項第一号又は第二号の場合の解除が共済の目的につき火災によつて損害が生じた後においてなされたときであつても、共済金を支払う責に任ぜず、すでに共済金を支払つていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その損害が同項第一号の告げなかつた事実又は告げた不実のことに基かないことを共済契約者が証明したときは、この限りでない。

5 第二項第一号又は第二号の場合の解除権は、組合が解除の原因を知つたときから三十日間行なわなかつたとき、又は共済契約の成立後二年を経過したときは、消滅する。

(注) 第九条第三項又は第四項の規定による共済金の最高限度額又は共済金額の合計額が百五十万円以下となつている組合であつて止むを得ない場合には、この規定を設けなくても差し支えない。

(共済契約解除の場合の共済掛金の払いもどし)

第十六条 この組合は、前条第一項及び第二項の規定による共済契約の解除(次項に該当する場合を除く。)については、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の二十四分の一を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

2 この組合は、共済契約者が、この組合とすでに締結している共済契約の共済の目的につき、その共済金額をこえる金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結し、これとともに、すでにその締結している共済契約を解除したときは、共済契約の解除の日の属する月の翌日から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の十二分の一を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

(共済契約の消滅)

第十七条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事実が発生した日において消滅する。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは、共済契約者は滞りなく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 共済の目的が火災以外の原因によつて滅失したこと。

(2) 共済の目的が第二十一条第一項の事故によつて滅失したこと。

(3) 共済の目的が解体されたこと。

(4) 共済の目的が譲渡されたこと(法令に基づく収用又は買収による所得権の移転を含む。)

(5) 第二十六条に規定する残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の五分の一未満となつたこと。

2 この組合は、前項第三号又は第四号に掲げる事実(次項第二号の場合を除く。)が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の二十四分の一を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

3 この組合は、次に掲げる場合には、共済契約の消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過期間の月数に共済掛金の十二分の一を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

(1) 第一項第一号又は第二号に掲げる事故(第二十一条第一項第一号及び第二号の事故による場合を除く。)が発生したため、共済契約が消滅したとき。

(2) 法令又は法令に基づく処分により第一項第三号又は第四号に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅したとき。

(共済掛金の払いもどし方法)

第十八条 第十四条第二項、第十六条並びに前条第二項及び第三項の規定による共済掛金の払いもどし金は、共済引受証書又はこれに代るべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

### 第三章 共済金及び共済金の支払

(共済金)

第十九条 共済の目的につき、火災によつて損害が生じた場合にこの組合が支払う共済金の額は、共済金額に共済の目的につき火災によつて生じた損害の額の共済の目的の価額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額とする(注)1

(共済金)

(第十九条 共済の目的につき火災によつて損害が生じた場合にこの組合が支払う共済金の額は、共済金額に、この組合の算定する共済の目的につき火災によつて生じた損害の額のこの組合の算定する共済の目的の価額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額とする。(注)2)

(共済金)

(第十九条 共済の目的につき火災によつて損害が生じた場合にこの組合が支払う共済金の額は、この組合の算定するその損害の額(この額が共済金額をこえる場合にあつては、共済金額に相当する金額)とする。(注)3))

2 前項の損害の額及び共済の目的の価額は、その損害が生じた場所及び時における価額によるものとする。(注)4

3 消防又は避難に必要な処分により軽微な損害が生じたときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、共済事業実施規則で定める基準による金額の共済金を支払うものとする。(注)5

4 共済契約者が故意又は重大な過失によつて第二十三条第一項の規定による損害の防止及び軽減の義務を怠つたときは、共済の目的につき火災によつて生じた損害の額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第一項の額とみなす。

5 共済の目的につき、当該共済契約と同時に又は時を異にして締結された火災を事故とする法律に基づく他の共済契約(消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が行なう共済事業による契約を含む。)がある場合において、当該共済契約を含むすべての契約の共済金額の合計額が共済の目的の価額をこえるときは、当該共済契約の共済金額からそのこえる額に当該共済契約の共済金額の当該合計額に対する割合を乗じて得た額を差し引いた残額を当該共済契約の共済金額とみなして第一項の規定を準用する。

(注)1 第九条第三項又は第四項の規定が、括弧書でない組合にあつては、必ずこのように規定すること。なお、第九条第三項又は第四項の規定による共済金の最高限度額又は共済金額の合計額が百五十万円以下となつている組合であつてやむを得ない場合には括弧書(注)2、(注)3参照)のように規定しても差し支えない。

(注)2 共済金の支払いを比例支払方式としている組合にあつては、組合の実情により、その比例方法を、共済の目的の価額に対する損害額の割合としても、共済の目的となつている物件における損害の程度としても、共済の目的の面積に対する損害面積の割合としても差し支えない。

(注)3 共済金の支払いを実損支払方式としている組合にあつては、括弧書の例により、規定するものである。

(注)4 第一項の規定が括弧書でない組合について、このように規定するものである。

(注)5 隣接損害、消火水損等の軽微な損害について、一般の火災損害と異なる基準による支払方式を採っている組合にあつては、この例のように規定するものである。

(注)6 第九条第三項又は第四項の規定による共済金の最高限度額又は共済金の合計額が百五十万円以下となつている組合であつてやむを得ない場合には、この規定を設けなくても差し支えない。

(共済金の支払請求)

第二十条 共済契約者は、共済の目的につき火災によつて損害が生じた場合であつて共済金の支払いを請求しようとするときは、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、かつ、共済金支払請求書正一通(及び副一通)に共済引受証書及び次に掲げる書類を添え、これを損害が生じたことを知つた日から三十日以内にこの組合に提出しなければならない。

(1) 関係官署の罹災証明書

(2) 火災状況報告書及び損害見積書

(3) 共済契約者の印鑑証明書

(4) その他とくにこの組合の要求する書類

2 前項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

3 共済金は、調査のためとくに日時を要する場合を除き、第一項の書類がこの組合に到達した日から三十日以内にこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとする。

(共済金を支払わない損害)

第二十一条 この組合は、共済の目的につき火災によつて損害が生じた場合であつても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わない。

(1) 共済契約者の故意又は重大な過失によつて生じた損害

(2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によつて生じた損害(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかつたことを共済契約者が証明した場合を除く。)

(3) 火災に際し、共済の目的たる物が紛失し、又は盗難にかかつたことによつて生じた損害

(4) 火災による破裂又は爆発の損害

(5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によつて生じた火災による損害

(6) 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によつて生じた火災による損害

2 この組合は、共済契約者が第十三条第一項に規定する手続を怠つた場合には、同条に掲げる事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは当該事実が発生した時から、その責に帰することのできない理由によるときは共済契約者が当該事実の発生を知つた時から、この組合が同条同項の承認裏書請求書を受領するまでの間に、共済の目的につき火災によつて生じた損害については、共済金を支払わない。

(共済金の支払義務を免れる場合)

第二十二条 この組合は、次の場合には、共済金を支払う義務を免れる。

(1) 共済契約者が第二十条第一項の書類に故意に不実のを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したとき。

(2) 共済契約者が正当な理由がないのに第二十四条の規定による検査等の行為を妨害したとき。

(損害防止の義務)

第二十三条 共済契約者は、共済の目的につき火災が生じたとき又は火災の原因が発生したときは、損害の防止及び軽減に努めなければならない。

2 この組合は、前項の規定による損害の防止又は軽減に要した費用を負担しないものとする。

(被害物の検査等)

第二十四条 この組合は、共済の目的につき火災によつて損害が生じた場合において、その損害の額及び共済の目的の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の目的を検査し、類別し又は一時他に移転することができる。

(第三者の行為による損害)

第二十五条 共済の目的につき火災によつて生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で、共済金を支払う義務を免れる。

(残存共済金額)

第二十六条 共済の目的につき火災によつて損害が生じた場合において、この組合が共済金を支払つたときは、第九条の規定にかかわらず、共済金額からその支払つた金額を差し引いた残額をその損害の生じた時以後の共済期間にかかる共済金額とする。

第四章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第二十七条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分不服がある共済契約者は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があつたことを知つた日から三十日以内に書面をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立てがあつたときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から三十日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、共済事業実施規則の定めるところによる。

第五章 雑則

(支払備金及び責任準備金)

第二十八条 この組合は、消費生活協同組合共済事業財務処理規則(昭和二十九年厚生省令第四十八号)の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及

び責任準備金を積み立てるものとする。

2 責任準備金の種類は、払いもどし積立金、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第二責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とする。

3 異常危険準備金は、当該事業年度において支払い、又は支払うべきことの確定した共済金の総額が、当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の総額の二分の一をこえた場合において、そのこえた額に相当する金額まで取りくずすことができる。

(支部の設置)

第二十九条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、 の区域ごとに組合の支部を設け、次の業務を行なわせるものとする。

- (1) 共済契約申込書の受理に関すること。
- (2) 共済掛金の受入れ及び払いもどしに関すること。
- (3) 共済金の支払いに関すること。
- (4) 組合員の共済事業への加入の促進に関すること。

(業務委託)

第三十条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、 に次の業務を委託することができる。

- (1) 共済契約申込書の受付に関すること。
- (2) 共済掛金の受入れ及び払いもどしに関すること。
- (3) 共済金の支払いに関すること。

(事業の休止または廃止)

第三十一条 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合には、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ共済契約者の同意を得、かつ、 都(道府県)知事(厚生大臣)の承認を受けるものとする。

2 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合において、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、前項の共済契約者の同意が得られないときは、 都(道府県)知事(厚生大臣)の承認を受けて、当該共済契約を解除することができる。

(事業の休止又は廃止の場合の共済掛金の払いもどし)

第三十二条 この組合が、前条第二項の規定により共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過期間の月数に共済掛金の額の十二分の一を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

2 第十八条の規定は、前項の規定による共済掛金の払いもどし金について準用する。

(時効)

第三十三条 共済金及び共済掛金払いもどし金の支払いを請求する権利は、二年を経過したときは時効によつて消滅する。

(質入等の制限)

第三十四条 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第三十五条 共済契約者が死亡した場合は、相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

(細則)

第三十六条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、共済事業実施規則で定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和 年 月 日から施行する。
- 2 第九条第二項の規定は、昭和 年 月 日までの間に限り、適用するものとする。

別紙第1 略

別紙第2 略